

○公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査に関する規則

(平成14年1月24日)
規則第1号

改正 令和 3年10月22日 規則第 6号

(目的)

第1条 この規則は、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和32年法律第143号）第5条第1項の規定に基づき、東京都市町村公平委員会（以下「公平委員会」という。）を共同設置する市町村の公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師（以下「学校医等」という。）の公務上の災害の認定、療養の方法、補償金額の決定その他補償の実施に関して異議があるものがする審査の請求、同条第2項の審査及び裁定に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(審査の請求)

第2条 学校医等の公務災害補償に関し前条の審査を請求する者（以下「請求者」という。）は、次の各号に掲げる事項を記載した公務災害補償審査請求書（以下「審査請求書」という。）正副各1通に記名して公平委員会に提出しなければならない。

- (1) 災害を受けた者の氏名、住所、連絡先（連絡先が異なるときは、連絡先を併記）、生年月日、災害発生時の職名、所属市町村及び勤務場所
- (2) 請求者が災害を受けた者以外の者であるときはその氏名、住所、職業及び生年月日並びに災害を受けた者との続柄又は関係
- (3) 補償の実施機関
- (4) 災害発生時の年月日、場所及び災害の種類
- (5) 補償の実施機関の措置の要旨及びその年月日
- (6) 審査の請求の要旨及び理由
- (7) 審査の請求の年月日

2 請求者は、前項の審査請求書に記載した事項に変更を生じた場合には、すみやかにその旨を公平委員会に届け出なければならない。

3 請求者は、第1項の審査請求書に必要な資料を添付することができる。また、審査の係属中においても、資料を提出することを妨げない。

(代理人)

第3条 請求者及び補償の実施機関（以下「当事者」という。）は、自己の代理人を選任し、解任することができる。

2 代理人は、当事者のためにその事案の審査に関し必要な行為をすることができる。ただし、審査の請求の一部又は全部を取り下げることにはできない。

(代理人の選任及び解任の届出)

第4条 当事者は、代理人を選任したときはその者の氏名、住所及び職業を、解任したときはその旨を公平委員会に届け出なければならない。

(審査の請求の受理及び却下)

第5条 公平委員会は、審査請求書が提出されたときは、請求者の資格、審査請求書の記載事項及びその添付資料について調査し、その請求を受理すべきかどうかを決定するものとする。

2 前項に規定する調査の結果、審査請求書に不備があるときは、公平委員会は、期限を定めて、請求者にその不備を補正させることができる。

3 請求者が、公平委員会の定めた期間内に不備を補正しなかったときは、公平委員会は、その審査の請求を却下することができる。

4 公平委員会は、審査の請求を受理すべきものと決定したときはその旨を当事者に通知し、却下すべきものと決定したときはその旨を請求者に通知するものとする。

(事案の審査)

第6条 公平委員会は、事案の審査のため必要があると認めるときは、当事者又はその他関係者から意見を徴し、これらの者に対し資料の提出を求め、もしくは出頭を求めてその陳述を聴き、又はその他必要な事実調査を行うことができる。

2 公平委員会は、事案の審査のため必要があると認めるときは、証人を出頭させて、その供述を求めることができる。

3 公平委員会は、証人に対し、口頭による陳述にかえて口述書を提出させることができる。この場合には、証人は口述書に記名しなければならない。

(審査の請求の取下げ等の勧奨)

第7条 公平委員会は、いつでも当事者双方に対し、審査の請求の取下げ、補償の変更その他適切な措置をすすめることができる。

(審査の請求の承継)

第 8 条 請求者が審査の係属中に死亡したときは、公平委員会は、その承継人に審査の請求を受け継がせることができる。

2 前項の場合において、承継人は、審査請求承継申請書に関係書類を添えて、公平委員会に提出し、その承認を得なければならない。

(審査の請求の取下げ)

第 9 条 請求者は、公平委員会が裁定を行うまでは、いつでも書面をもって審査の請求の全部又は一部を取り下げることができる。

2 公平委員会は、第 5 条の規定により補償の実施機関に通知した後に審査の取下げがあったときは、補償の実施機関にその旨を通知するものとする。

(裁定)

第 10 条 公平委員会は、事案の審査を終了したときは、書面により裁定を行うものとする。

2 裁定書には、次の各号に掲げる事項を記載し、各委員がこれに記名押印しなければならない。

(1) 主文

(2) 事実及び争点

(3) 理由

(4) 裁定の年月日

(裁定書の送達)

第 11 条 公平委員会は裁定書の正本を当事者に送達しなければならない。

2 前項の送達は、期日を定めて当事者を出頭させて交付し、又は配達証明付書留郵便により送付するものとする。

(補則)

第 12 条 この規則の施行に関し必要な事項は、公平委員会が定める。

附 則

この規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 3 年 10 月 22 日規則第 6 号)

この規則は、公布の日から施行する。